

霧島市再生可能エネルギー発電設備の
設置に関するガイドライン

平成28年6月1日策定

平成29年2月8日改正

令和3年6月1日改正

霧島市

目次

1	ガイドライン策定の経緯と目的	P. 1
2	定義	P. 1
3	対象となる発電設備	P. 1
4	発電設備の設置に協議を必要とする区域	P. 2
5	適正に発電設備を設置するための配慮事項	P. 2
6	事業の周知等	P. 3
7	事業計画の届出	P. 4
8	事業計画の協議	P. 4
9	事業計画変更の届出	P. 5
10	事業中止の届出	P. 5
11	工事着手の届出	P. 5
12	運転開始の届出	P. 5
13	発電事業の廃止の届出	P. 5
14	発電事業の権利譲渡の届出	P. 5
15	発電設備の適切な管理	P. 6
16	市の施策への協力	P. 7
17	ガイドラインの見直し	P. 7
18	適用	P. 7

霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

1 ガイドライン策定の経緯と目的

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

しかしながら、太陽光発電設備等の急速な普及は、地球温暖化対策の観点から望ましいとされているものの、地上設置型の大規模な太陽光発電設備等においては、地域の自然環境・生活環境や景観への影響について懸念されるケースも見受けられるようになりました。

このような中、霧島市においても、同様のケースが顕著となっているため、霧島市環境基本計画にある環境配慮指針に基づき、本ガイドラインを策定することとしました。

このガイドラインは、霧島市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、災害の防止、良好な景観の保全、生活環境の保全を図るための配慮事項等を示し、再生可能エネルギー発電事業と地域の良好な環境が構築されるよう適切な管理を促すとともに、設置に関連する法令等の事前確認の実施及び届出等が図られることにより、適正な設置等が行われることを目的としています。

2 定義

このガイドライン中で使用する用語の意義は次に掲げるものとします。

- (1) 事業者：再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電事業を行う者をいう。
- (2) 発電設備：再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽電池モジュール等）及びその付属設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。
- (3) 発電事業：発電設備における発電及び売電事業をいう。
- (4) 発電出力：発電設備において、単位時間あたりに発電できる最大の出力をいう。

なお、太陽光発電設備にあつては、太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さいほうの値をいう。

- (5) 近隣関係者等：設置区域に隣接して居住する者（事業を営む者も含む。）又は発電設備の設置及び発電事業により特別に影響を受けるおそれがある場所に居住する者（事業を営む者も含む。）をいう。

3 対象となる発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 4 項に規定する「再生可能エネルギー源」のうち太陽光、風力、水力及びバイオマスを活用した次の発電設備における新設、増設、大規模な改修等を対象としています。

- (1) 太陽光発電設備のうち、発電出力が 50 キロワット以上のもの（建築物の屋根上に設置するものを除く。）。ただし、発電出力が 50 キロワット未満であっても、高さが 4 m を超え、住宅に近接しているもの（建築物の屋根上に設置するものを除く。）を含みます。
- (2) 水力発電設備のうち、発電出力が 500 キロワット以上のもの
- (3) 風力発電設備のうち、発電出力が 1,000 キロワット以上のもの。ただし、発電出力が 1,000 キロワット未満であっても、高さが 10m を超え、かつ最も近い位置にある住宅までの直線距離が 200m 未満のものを含むものとする。
- (4) バイオマス発電設備のうち、発電出力が 500 キロワット以上のもの

4 発電設備の設置に協議を必要とする区域

霧島市内全域を対象とします。発電設備の設置については、法令等の制限を受ける場合や許可等が必要となる場合があるため、別表 2 を参照の上、関連する法令等を所管する担当の窓口で事前に確認し、該当法令等を遵守して事業を進めてください。

なお、別表 1 で示した区域については、景観上、特に配慮を要する区域ですので、事前に担当課（建設部都市計画課）と十分な協議を行ってください。

5 適正に発電設備を設置するための配慮事項

事業者は、災害の防止、良好な景観の保全及び生活環境の保全の観点から、次のような配慮をしてください。

(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止

ア 次に掲げる土地については、災害防止の観点から設置を避けてください。

【設置を避けるべき区域等】

- ・砂防指定地【砂防法】
- ・地すべり防止区域【地すべり等防止法】
- ・急傾斜地崩壊危険区域【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律】
- ・土砂災害（特別）警戒区域【土砂災害防止法】
- ・保安林【森林法】
- ・上記のほか、災害発生の危険性が高く、開発行為を制限する必要がある土地

イ 土地の形質変更は、最小限に留めてください。

ウ 雨水を適切に処理できる対策をとってください。

エ 土砂の流出を防止する対策をとってください。

オ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限に留めてください。

カ 造成中及び造成後は、裸地の出現を最小限にするよう適切に保護してください。

(2) 良好な景観の保全

ア 主要な眺望景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置や色彩等に配慮してください。

イ 海岸、河川、湖沼等及びその周辺の水辺空間の景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置や色彩等に配慮してください。

- ウ 色彩については、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用してください。
- エ 国立公園内は、優れた自然の風景地を保護する観点から設置を避けてください。

(3) 生活環境の保全

- ア 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等に配慮した上で、必要な対策を実施することや、敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽するなどの対策をとってください。
- イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることのないよう敷地境界から後退させるなどの対策をとってください。

6 事業の周知等

事業計画の周知及び説明においては、事業者が周知する範囲を市に事前相談するとともに、率先して近隣関係者等への説明会を開催することや、近隣関係者等の意見を聞くなどの対応が求められます。

周知等に当たっては、次の方法等により、近隣関係者等との合意形成を図ることについて配慮してください。

(1) お知らせ看板の設置

事業者は、事業内容の概要や問い合わせ先を記載したお知らせ看板を、事業に着手する前から工事が完了する日まで、近隣関係者等への周知が確実に行われる場所に設置してください。なお、再エネ特措法に基づき事業計画の認定を受けた発電事業者は、事業計画策定ガイドラインにおいて、標識の掲示が義務付けられていますので注意してください。（出力 20 キロワット未満の太陽光発電設備を除く。）

(2) 説明会の開催

事業者は、計画概要が明らかとなった時点で、発電設備設置の施工内容等について、速やかに近隣関係者等に対する説明会を開催するとともに、理解を得られるよう努めてください。

(3) 周知実施報告書の提出

事業者は、説明会を開催したときは、周知実施報告書（様式第 1 号）に次の資料を添えて市長に提出してください。

- ① 対象範囲を示した地図
- ② 説明会議事録（住民等の意見、及び当該意見に関する対応策等を含む。）
- ③ 説明に用いた資料等

※書類の作成に当たっては、個人情報等に十分留意してください。また、住民等の意見と議事録に記載した内容に事実誤認がないか、市に提出する前に発言者や関係団体の代表者等に確認するなどの配慮を行ってください。

(4) 市及び近隣関係者等への対応

事業者は、発電設備の設置及び発電事業に関して、市及び近隣関係者等から環境や景観等に関する申し出等があったときは、真摯に対応するとともに、必要に応じ協定書を締結するなどの措置に努めてください。

また、発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意をもって速やかに対応してください。

7 事業計画の届出

事業者は、事業に着手する日^{*}の 90 日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事業計画書（様式第 2 号）に次の資料を添えて市長に提出してください。

- ① 位置図（バイオマス発電は、木材等の材料保管場所も記載）
- ② 地籍属性図（計画地及び隣接地に、地番、所有者、地目、面積の記載があるもの）
- ③ 現況写真（撮影箇所や撮影方向が分かる図面を含む。）
- ④ 土地利用計画図（平面図、縦横断図※土量計算含む。）
- ⑤ 発電設備設置計画図（平面図、立面図）
- ⑥ 太陽電池モジュールの化学物質の含有情報
- ⑦ 給排水計画図（平面図）
- ⑧ 排水施設構造図（平面図、断面図、流域図、流量計算書、土砂流出防止対策図）
- ⑨ 送電線ルート（特別高圧案件に限る。）
- ⑩ 事業実施体制図
- ⑪ 会社登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- ⑫ 関連法令及び公共施設等に関する許認可・協議・協定一覧表（参考様式あり）
- ⑬ 工事工程表
- ⑭ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書
- ⑮ 系統接続の同意を証する書類
- ⑯ その他、市長が必要と認める資料（会社パンフレット、許認可申請に添付が必要となる利害関係者等の同意書及び協定書 等）

※事業に着手する日とは、森林法に基づく林地開発許可申請書を提出する日、鹿児島県土地利用対策要綱に基づく土地利用協議書を提出する日、農地法に基づく農地転用許可申請書を提出する日のいずれか早い日をいい、これらの許認可を必要としない事業にあっては、工事に着手する日をいう。

※霧島市土地利用対策要綱に基づく土地利用協議書を提出した事業計画については、届出に添付（重複）する書類を省略できる場合がありますので、事前にご相談ください。

8 事業計画の協議

事業計画書の提出後、事業者及び市関係課による協議を行います。発電出力が 2,000 キロワット以上（特別高圧）となる事業については、霧島市再生可能エネルギーに関する情報共有会議において、事業者から事業計画全般について説明していただきます。

9 事業計画変更の届出

事業者は、上記7の規定により提出した事業計画書（様式第2号）の内容を変更するときは、事業計画変更届出書（様式第3号）に上記7に掲げる資料（変更があった部分に限る。）を添えて市長に提出してください。

10 事業中止の届出

上記7により事業計画書（様式第2号）の届出をした事業者が、事業を中止しようとするときは、事業中止届出書（様式第4号）を市長に提出してください。

11 工事着手の届出

事業者は、工事に着手しようとするときは、工事着手届出書（様式第5号）に次の書類を添えて市長に提出するとともに、近隣関係者等に対して工事に着手する旨を周知してください。

- ① 関連法令等に基づく開発行為の許可通知書の写し
- ② 工事工程表
- ③ 現地に設置した工事看板等の写真
- ④ 緊急連絡体制図（関係行政機関及び近隣関係者等への連絡を含む。）

12 運転開始の届出

事業者は、発電設備の運転を開始したときは、運転開始届出書（様式第6号）に次の書類を添えて市長に提出してください。

- ① 発電設備の設置状況が分かる写真
- ② 標識の掲示場所及び標識の記載内容が分かる写真

13 発電事業の廃止の届出

事業者は、発電事業を廃止したときは、速やかに発電事業廃止届出書（様式第7号）を市長に提出してください。

14 発電事業の権利譲渡の届出

事業者は、発電事業の権利を譲渡したときは、発電事業権利譲渡届出書（様式第8号）に次の書類を添えて、速やかに市長に提出してください。

- ① 権利譲受人の登記簿謄本
- ② 事業実施体制図
- ③ 緊急連絡体制図

事業者は、発電設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行ってください。

(1) 標識の設置

発電設備において、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合など、事業者に連絡を取ることができるよう、発電設備の区分、発電所名、設備 ID、設置場所の住所、発電設備の発電出力、発電事業者の名称及び連絡先、保守点検責任者の名称及び連絡先、その他必要な事項を記載した標識を発電所の外部から見やすい場所に設置してください。なお、再エネ特措法に基づき事業計画の認定を受けた発電事業者は、事業計画策定ガイドラインにおいて、標識の掲示が義務付けられています。（出力 20 キロワット未満の太陽光発電設備を除く。）

(2) 敷地内への立入防止

事業者は、発電所の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることのないよう、フェンスを設置するなどの安全対策をとってください。

(3) 発電所敷地内外の除草及び清掃

発電所の敷地内は、農薬を使用しない方法による除草や清掃を定期的に行い、発電所の敷地外周部についても、地域に調和した環境となるよう適切な整備に努めてください。

(4) 発電設備が破損した場合の対応

自然災害その他の事由により発電設備が破損した場合、事業者は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去してください。

(5) 発電設備を適切に撤去するための対応

事業者は、将来的な発電設備の撤去及び処分を想定し、必要な費用を計画的に積立てるなどの方法により、確実に撤去・処分費用を確保してください。

発電設備を撤去する場合は、関連法令に基づいて、速やかに適正な処理を行ってください。

(6) 発電設備を廃止した場合の対応

発電設備を廃止した場合は、その跡地について、土地の有効活用（新たな利活用や植林等）に努めるなど、適切な措置をとってください。

(7) 事故等が発生した場合の対応

自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した、緊急対応マニュアルを作成するなどの措置を講じてください。また、事業者は、事故等が発生し、市の財産や近隣関係者等に被害が生じた場合（そのおそれがある場合を含む。）、直ちに市へ報告し、必要に応じて近隣関係者等に周知するとともに、速やかに事故等の復旧を行い、再発防止のための措置を講じてください。

16 市の施策への協力

- (1) 事業者は、発電設備を設置する地域への貢献に努めるとともに、環境学習関連の見学等に積極的に協力してください。
- (2) 事業者は、市が求める場合には、設置した発電設備の発電量等の数値について報告するよう努めてください。

17 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すことがあります。

18 適用

本ガイドラインは、平成 28 年 6 月 1 日から適用します。

附則

本ガイドラインは、平成 29 年 2 月 8 日から適用します。

附則

本ガイドラインは、令和 3 年 6 月 1 日から適用します。ただし、令和 3 年 5 月 31 日以前に本ガイドラインに基づく「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書」を提出した発電設備及び既に事業に着手している発電設備については、従前のとおりとします。

問い合わせ先
霧島市企画部地域政策課
地球温暖化対策グループ
電 話：0995-64-0952（地域政策課直通）
F A X：0995-47-2522

別表 1

<p>右に掲げる地区、区域又は境界から2キロメートル以内の区域</p>	<p>主要地方道隼人加治木線（霧島市溝辺町麓字北麓 5725 番 2 地先から霧島市隼人町嘉例川字山城 3557 番 3 地先まで）の境界 国道 223 号（霧島市霧島田口字永池 2644 番 5 地先から霧島市隼人町嘉例川字山城 3557 番 3 地先まで）の境界 市道永池～狩川線（霧島市霧島田口字永池 2644 番 5 地先から霧島市霧島大窪字狩川 458 番 6 地先まで）の境界 主要地方道国分霧島線（霧島市霧島田口字戸崎 2459 番 136 地先から霧島市霧島田口字梅北 15 番 6 地先まで）の境界 市道狩川～梅ノ木線（霧島市霧島大窪字狩川 453 番 4 地先から霧島市霧島大窪字相尾 472 番 12 地先まで）の境界 県道犬飼霧島神宮停車場線（霧島市霧島大窪字相尾 472 番 4 地先から霧島市霧島田口字梅北 15 番 6 地先まで）の境界 市道牧園～霧島線（霧島市牧園町高千穂字小谷 3285 番 76 地先から霧島市霧島田口字梅北 13 番 13 地先まで）の境界</p>
-------------------------------------	---